

# 弁護団声明

2013年7月25日

MR I 被害弁護団

団長 弁護士 山口 広

7月23日（火）2時18分付でMR Iの数百名にのぼる多数の出資者のメールアドレスにMR I インターナショナルインク代表取締役エドウィン・フジナガ名義で「投資家の皆様へ」と題する文書がメールされてきました。更に同一内容の文書が郵送で送付された出資者もいます。

これは当被害弁護団が7月5日にネバダ州連邦地方裁判所に損害賠償請求のクラスアクションを提訴するなどの諸手続をとったことへの対抗策だと思われます。MR I 及びエドウィン・フジナガ氏は、金融庁の4月26日付の具体的事実を指摘した上での行政処分に対し、これまで具体的な反証をできないままであり、どのようにして全額返済するのか何ら明示しないままです。本年4月12日に来日して受けた証券取引監視委員会での聴取において、フジナガ氏は運用の実態が投資家への説明と異なっていることを認める発言をしたという関係者の有力な主張もあります。

MR I は、「金融庁の決定に反対すべく訴訟によって主張をいたしたい」などと、行政処分について争う姿勢を繰り返し述べています。しかし、日本における行政処分には公定力があり、これを取り消すには、日本の法律上、行政不服審査法による審査請求と、行政事件手続法による訴訟がありますが、MR I は、今まで、どちらの申立てもしていません。行政不服審査法の審査請求期間は、既に経過しており、登録取消の処分の取消しの訴えを10月までに提起しても、執行停止にはならず、MR I が金融業者としての事業を継続することはありえないのです。

MR I が「事実認定を争う」との声明をいくら発表し、コールセンターで投資家と対話しても、全く意味がなく、現存するMR I の財産を費消し隠匿する時間稼ぎをする目的の言動であるとしか考えられません。

エドウィン・フジナガ氏に出資者の苦しみを解消する誠意があるのなら、このような抽象的な言い逃れ、時間かせぎに終始するのではなく、具体的な事実関係を当弁護団や公的機関に正直に説明し、保有する全ての財産を被害者のために提供する実のある行動をとるべきです。

当弁護団はすでに4000名以上の出資者の依頼を受け、その切実な声を代理する立場にあります。当弁護団は出資者の利益のためにエドウィン・フジナガ氏の誠意ある対応を求めるとともに、その対応次第では厳しく責任を追及します。

以上